平成２９年（フ）第４３号
香川県丸亀市郡家町2861番地１
債務者　古川ひとみ
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　和幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８３号
山形市大字松原295番地の９
債務者　大宮　　寛
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６号
山形市青田南１番11―302号　市営アパートA、前住所山形市大字陣場新田202番地２
債務者　齋藤　哲也
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９８号
山形市飯田西４丁目８番33号　シニアパンション山形・飯田西、前住所山形市上町５丁目７番36号
債務者　加藤　幸一
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１００号
山形県寒河江市大字寒河江字塩水46番地の１県営塩水アパート512号室、前住所山形県寒河江市六供町１丁目６番29号　ロックハイツ２－２
債務者　丹羽美智代
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０９号
山形市三日町２丁目１番29号　メゾンフセキ102号、前住所山形市青田４丁目３番20号
債務者　藤木智惠子
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１２号
山形県東根市若木通り１丁目８－２号
債務者　草苅　康泰
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸565番地・570番地合番地
債務者　羽賀　功治
１　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
岐阜県大垣市本今町194番地10サニーハイム本今201
債務者　加藤　明子（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第４８７号
北九州市小倉北区熊本１丁目１番15―205号
債務者　石木　克美
１　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３０号
函館市港町３丁目４番22号　M＆E　201
債務者　吉田　　舞
１　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３１７号
愛知県西尾市道光寺町北野43番地　ドリームハイツ道光寺１Ｅ号室
債務者　山口　弘美
１　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９８６号
埼玉県上尾市柏座１丁目10番３―19号　斉藤ビル403
債務者　伊藤　織明
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４３号
さいたま市北区宮原町４丁目40番地５　サンシティ宮原103号室、旧住所さいたま市北区宮原町３丁目89番地４　ランドハイム201号室
債務者　渡邉　健一
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４４号
さいたま市北区宮原町４丁目40番地５　サンシティ宮原103、旧住所さいたま市北区宮原町３丁目89番地４　ランドハイム201
債務者　髙木　絹枝
１　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
埼玉県ふじみ野市上福岡２丁目７番18号　セントラルマンション103、前住所埼玉県ふじみ野市西２丁目３番15号　グロリアスマンション101
債務者　石丸南奈子
１　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部